

平成30年2月定例教育委員会 会議録

2月定例教育委員会を平成30年2月8日午前9時30分 市役所301会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 高木浩行 委員 千葉桂子 委員 紀藤統一
委員 田中秀佳 委員 奥村康祐 委員 小倉志保

事務局 吉野教育部長 小島子ども・子育て監
武藤学校教育課長 神谷学校教育課主幹 上原文化スポーツ課長
中村歴史まちづくり課長 間宮子ども未来課長 小川指導主事
岩田指導主事

記録者 田中直美 和泉知子

傍聴者 黒田和子 丸地さち子

◆次第

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

4 付議事件の審議

【継続】第43号議案 平成30年度全国学力・学習状況調査への対応について

第47号議案 平成29年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について

5 通信及び請願

6 協議・連絡

- (1) 後援名義使用許可に関する報告
- (2) 犬山市教育振興基本計画について
- (3) 教育関係者と教育委員との教育懇談会について
- (4) 地域未来塾「学び場『みらい』」について
- (5) いじめ防止に向けて
- (6) 市民総合大学卒業式の開催について
- (7) 3月・4月行事予定表について

7 自由討議

8 その他

9 閉 会

◆議事内容

教 育	開 会 ただ今より2月定例教育委員会を開催します。
-----	------------------------------

長：	
教 育 長：	前回会議録承認
	前回の会議が遅い開催でしたので、会議録がまだ出来上がっておりません。大変申し訳ございませんが、次回の会議で承認をお願いします。
教 育 長：	教育長 報告
	<p>先週の日曜日に立春を終えまして、暦の上では春ですがまだまだ寒い日が続いています。北陸地方では例年以上の大雪で、1千台以上の車が立ち往生しているということも報道されております。前日も報告させていただきましたが、インフルエンザによる学級閉鎖があれ以降も続きまして、小規模校3校を除く全ての小中学校で、合計30学級程が学級閉鎖を致しておりました。今のところ少し落ち着いた状況ですが、これについても予断が許せないものですから、また学校のほうへも子ども達の健康管理には充分配慮した指導がしていただけるよう、お願いしていきたいと思っています。</p> <p>一昨日、尾張部都市教育長会議がございまして、県教委が全県的な調査を行った結果を発表されました。一つは教員の多忙化解消に向けての調査、もう一つは部活動の在り方の調査です。この中の一部をお伝えしたいと思います。数年前から在校時間を記録するようにしています。犬山の状況ですが、小学校は80時間超え100時間以下の教員が4名、100時間超えの教員が1名、合計5名で割合は2.2%です。尾張部、これは尾張教育事務所管内で丹葉、一宮、稲沢ですが、尾張部全体を見ますと8.3%ですので、これに比べると犬山は少ない数値です。犬山の小学校では、効率的に仕事を進めている先生が多いという事が分かります。一方中学校は、80時間超え100時間以下が26名、100時間超えが32名、合計58名で割合は46.4%。尾張教育事務所管内では29.1%ですので、これはかなり高い数値だと言えます。大口町が56.1%で突出して多いのですが、その次が犬山市です。犬山市の中学校の先生方は、随分長い時間学校でお仕事をいただいているという現状が分かると思います。小学校で長時間労働による健康被害のための取り組みの状況ということで、小学校で部活動を実施している学校は全県的に553校もあります。実施していない学校は155校で、犬山もありません。以外に多いということを実感しました。一方中学校では、部活動を実施している学校は304校。実施していない学校は2校だけです。小学校対象の調査で、在校時間が80時間を超えた主な理由は3つあります。1番多いのは、授業関係で準備や点検、採点、成績処理で1108人。2番目に多いのは、行事関係の資料作成、準備等。3番目に多いのは、学級事務、学年事務となっております。一方中学校ですが、1番多いのは授業関係で、2102人。2番目に多いのは部活動で1568人。3番目に多いのは学級事務、学年事務の関係となっております。こうした現状を含めて、先日スポーツ庁から部活動のある程度のラインが出ましたが、それを受けまして愛知県でも作業が進められて</p>

	<p>いるようです。30年7月頃には県の部活動指導ガイドラインが出される予定ですが、その中の様子をお伝えしたいと思います。犬山でも問題となっておりました朝練習の実施状況ですが、1番多いのは「季節や期間、曜日等を限定して実施している」で、運動部では41%で、文化系は37%です。犬山もこれに該当しています。朝練習を実施していない学校は運動部で24%ですので、4校に1校は実施していない学校があるということです。文化系では42%実施していない学校があります。軽減されると多忙化解消に有効な顧問業務ですが、①書類作成等の事務作業、②専門的な技術指導、③大会、試合への引率、④予算の管理、執行という意見が出ていました。実際に多忙化解消に向けて、小学校中学校高等学校一校ずつ抽出して、調査が進められております。ここでヒアリング等による教諭の発言が記載されていますが、本当はどうしたいかという聞き取り調査で、「土日は身体を休めたい」「勤務時間内に仕事を終わらせたい」「授業の準備にもっと時間を取りたい」「勉強ができない子への学習支援がしたい」「テストの採点や評価について効率化を図りたい」「部活の大会が土日にある時、気軽に他の人に頼めるとよい」というのが、得られた言葉です。実現出来ればどう変わるかということですが、「毎日笑顔で心のゆとりを持って健康的に仕事ができる」「子どもの学力が上がる」「自信を持って教壇に立てる」というようなご意見があったようです。現状はどうかということですが、「持ち帰り残業があると、家庭で父親や夫の役割を果たせない」と言ってみえる方が何人かみえたようです。「部活の指導は複数顧問制だが実際に指導できる教員は複数いないので形ばかりである」「夜8時位までは、もくもくと仕事をしているイメージであり、もう少しゆとりを持って子ども達の情報等を共有できると良いと思うことがある」ということが聞き取り調査でわかったようです。こんな状況を鑑みて、県のほうでは7月頃に部活動のガイドラインが出るということですが、犬山では一足先に部活動指導ガイドラインを作成し、指導ガイドラインにつきましては神谷主幹が中学校4校を回って説明を終えて、部活動ガイドラインにつきましては、校長が保護者生徒に説明すると同時に、各学校のホームページにアップして保護者等への周知を図っていく、というような手筈で進んでおります。どの学校もホームページにアップされておりますので、中学校のホームページをご覧ください、どんな状況かを知っていただければと思います。教育長報告を終わります。</p> <p>それでは、付議事件の審議に入ります。</p>
<p>教 育 長 :</p>	<p style="text-align: center;">第43号議案</p> <p>「平成30年度全国学力・学習状況調査への対応」について、継続審議ですが事務局お願いします。</p>
<p>岩 田 主 事 :</p>	<p>よろしく申し上げます。平成30年4月に実施される平成30年度全国学力・学習状況調査について、参加するものとする。この案を提出しますのは、平成30年度全国学力・学習状況調査への対応を定める必要</p>

があるからです。ということで、1月の定例教育委員会の折、田中委員より「2018 1月定例教育委員会第43号議案についての覚え書き」を出していただきました。要旨は、主に次の2点だと思います。

1点目は全国学力・学習状況調査は、行政調査に該当するものである。行政調査であれば、なぜ授業時間内に行うのか。参加するのであれば、授業時間に行う明確な説明理由が必要である。

2点目行政調査ならば、児童・保護者に対して不参加の自由を保障しなければならない。

行政調査か教育活動かについては、文部科学省の専門家検討会議等をはじめいろいろところで話し合われているようです。また、先日の定例教育委員会の議事録に目を通してみますと、教育長が行政調査とお話をされていました。

行政調査としてとらえれば、全国学力・学習状況調査の目的は、先日出させていただいた「平成30年度全国学力・学習状況調査」の資料の1番目の目的の「義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る」になるかと思います。

少し視点を変えてお話をさせていただきます。実際に取り組む子どもたち、教師を含めた各小中学校は4月に全国学力・学習状況調査に取り組みます。その後、資料の「全国学力・学習状況調査【小学校】調査結果」が、1人1人の子どもたち、保護者に配布されます。教師は、児童生徒の学習状況の評価を踏まえた授業改善や個に応じた指導の充実、指導計画の改善に取り組んでいきます。

また、次の資料「全国学力・学習状況調査 学力・学習状況充実プラン【小学校版】」も学校に届き、教師が授業改善や個に応じた指導の充実、指導計画の改善に取り組んでいきます。

その結果をもとに学校における教育課程や、各教科等の学習活動の目標や内容を編成・作成していきます。つまり子どもたち、教師にとっては、DO：全国学力学習状況調査の実施の実施 CHECK：児童生徒の学習状況の評価、授業や指導計画等の評価 ACTION：評価を踏まえた授業改善や個に応じた指導の充実、指導計画の改善 PLAN：指導計画や指導案の組織的な編成・作成というPDCAサイクルの中で全国学力・学習状況調査をとらえ、学校評価全体の枠組みの中で適切に位置づけられ、実施しています。

以上のように考えると全国学力・学習状況調査は、子どもたち、教師を含めた各小中学にとって教育活動であるとも考えることができます。今まで犬山市で9年間続けてきましたように文部科学省が調査実施日としている4月17日(火)に実施していくことが、犬山市の子ども達、保護者、学校にとってプラスになるのではと考えております。

説明は以上です。

教 育

前回、奥村委員が欠席だということで、この場で採決をすることは避

長：	けたわけですが、各委員の方からいろんなご意見をいただいております。奥村委員のご意見をぜひお伺いしたいと思っております。事務局からは参加したらどうかという提案でしたが、それについていかがでしょうか。
奥村委員：	全国平均や犬山市の平均といった数字を見ても、何に使えるのか、見えてる数字とは少し違うのかなと思っております。個別の個票でいただくものは、何もわからない小学生でも勉強しなければいけないということが出てくるので、非常にそれは助かるところで、保護者面談をした時に、全体の中で自分の子がどの位なのかという、おおよそがわかるかなと思っております。例えば、正解率は高いけど解くのは遅いので、算数よりも国語を勉強したほうが良いということがわかってきたり、個別の個票は非常に分かりやすいです。ただ、教育委員会としてこれをやって、どの指標になるかという、施策としてはあまり意味がないのかなと思っております。子ども達や保護者から見ると、安心感もあって非常にいいのかなと思っておりますが、私が一度お聞きしたいのは、実際働く先生方がそれを見て指導しやすいのかどうかということです。
教育長：	学校現場の捉え方はどうかということですが、現場にお見えになった3名の先生方、いかがでしょうか。
小川主事：	やはり、単年だけでなく継続することで、学校の傾向など見えてくるものがあるのは有難いと思っております。学校としてどうしていくべきかという議題としては、とても有益と思っております。
岩田主事：	今回、配布させていただいた資料の授業等アドバイスシートは、現場の先生方にとっても、これから授業を作っていく上で素晴らしい資料になっていて、授業改善に役立つものと考えております。自分が教育委員会の立場でいろんな先生にアドバイスする時にも、分かりやすくて有効な資料だと思えました。実際に参加しなければ、こういった資料の使い道もよくわからなくなってしまいますので、参加することは子ども達、保護者、各小中学校にとってプラスになると判断しております。
神谷主幹：	これだけではなくて、NRTなどとも組み合わせて経年で経過を見ていく事によって、良いデータが得られていると思っております。また学力・学習状況調査の問題を若い教員が見ることによって、今後求められる新しい学力観の気付きになるということは、メリットがあると思っております。
教育長：	3名とも管理職の立場で現場にお見えになられたので、もっと子どもに身近な担任という立場だと、ちょっと違った意見になるかもしれません。学校づくりや子どもに何が必要かということ、全体的な立場で考える立場にいる人間には参考になる部分があるという捉え方です。私も現場にいた人間ですが、ただ単に結果がこうだったということではなくて、個々の子どもに「こうだったから、こういう部分にもっと力が付くといいよね」と、一言アドバイスを返してやってくれということも申し上げましたが、どの程度なされているか確認できませんので自信は

	<p>ありません。先程、奥村委員もおっしゃいましたが、平均的な部分で見るとはあまり意味がないことだけれど、個々の子どもがどうだという辺りで活用していく分には、それなりに意味はあるのかなと思っている状況であります。他の委員の皆さん、何かご意見はございませんか。</p> <p>前回、田中委員から出された部分ですが、行政調査であるならなぜ授業時間内に行うのかということですが、通常の授業時間以外でこれを行うことは無理があると思います。国語、算数・数学、理科、英語、しかもA問題B問題、学習状況調査ということで、ほぼ一日近くかかってしまう調査だと思います。ですからやるとなると、授業時間内に行わなければならないだろうなと思います。それによって授業時数が確保できないという状況が起きてしまっはいけないと思います。したがって学校現場では授業時数が確保できる、あるいは確保する手立てを講じた上で、実施するならば、授業時間内に実施をしていくことを現場には依頼をしていかなければいけないということを思います。</p> <p>それから、受ける権利、受けない権利といった部分ですが、犬山市として参加をする、例えば定例教で参加をすることを決した場合、保護者には参加をすることを決しましたが、参加をしないこともできますと、その場合は遠慮なく申し出て欲しいと。その場合は別室で自主学習をするなどの体制を整備する旨を保護者に文書で伝えていく必要があるのかなと思っています。休めば欠席扱いにせざるを得ないでしょうけど、学校へ来てテストを受けない、別室で学習をするということについては、これは出席扱いをしてもいいのかなと思います。それから、合理的な理由があるということですが、一番大きな理由は犬山市の教育委員会が不参加を決定した場合、受けない権利が奪われてしまう。しかし、市教委が参加を決定した場合には、受けない権利を保障する手立てを講じれば、どちらも不利益にならない状況が生じるのではないかと思います。こうした手立てを講じるということで、参加をしてはどうかということですが、今申し上げたことについて、田中委員のご意見をお伺いしたいと思います。</p>
<p>田中委員：</p>	<p>3点ありますが、先程、奥村委員からもありましたし、私も昨年度、意見として言わせていただいたのは、学校現場の先生方はどう思っているのかというところで、先程3名の先生方からご意見をいただきましたし、資料も今回出していただいていますけど、やはり教育の改善とか検証、本当に不可欠であって必要であるというような意思というのが、私自身がいろいろな現場の先生に聞いていると、一人もそういう人はいないです。私の関係の限りということなので、もちろん有効であるという意見もあるでしょうけど、犬山市としてやるのであれば、その意思の確認のようなものを現場として、総意として、プロセスを通したほうがいいのではないかと。それがあきらかでない状況で、やはり教育委員として参加を判断する条件であり材料というのが、私にとっては決断できない状況です。今回資料を出していただいて、学力向上を目指す授業づくり</p>

に関連付けてという話でしたけれど、例えばこれは本当に全国学力・学習状況調査をやっていなければ出てこない内容なのかと、私は正直思えません。学習規律、学習環境は、全国学力・学習状況調査をやるがやるまいがおそらくは出てくることですし、既に前提として共有されていなければならないことではないかと思えます。また新しい学力観というところも、当然研修等でやられているはずですし、これもやはり全国学力・学習状況調査をやってみて実感するというのではなくて、先生方自身の普段の授業で当然出来ていて欲しいことです。それが現場の先生方の状況に必要なだと思っているというところは、1点確認した上で判断したいと思っています。

欠席者の扱いという話がありましたが、市としてあるいは学校として、参加するのであれば対応することは前提になると思いますが、そもそも文科省の行政調査というところで、制度設計として欠席者の扱いはどうするのか、不参加の場合どうするのかというところが制度設計に欠けているわけです。そうすると調査というのはそもそも不備があるもの、これは文科省の責任になりますけど、結局その対応は今回議論していますが、教育委員会、学校現場が補習をするのかどうかということもプラスアルファで学校現場にしわ寄せが来る。先程の学校の先生がどう思っているのかということも関連しますが、本当にそこまで更にプラスアルファで業務を負わされて、仕事を減らさなければいけない状況の中で「本当にやりたいですか、やりますか」ということは、学校現場に問いたいということです。

3点目は結果ですが、個人の結果が全国と比べてどうか、個別で児童生徒や保護者が確認することについては構わないと思いますが、結局、平均の結果が市として不必要な説明責任を負わされることになってしまう。結局参加したのだから、市としての平均はどうか、学校としてはどうかということも当然求められると思いますが、当然ながらこれは地域的、個々の子どもの実態によって条件が異なるだけでなく、更にテスト対策をしているところ、犬山市のようにしていないところ、当然条件が異なるわけです。個人で塾でやっているということもあるかもしれません。このような比較条件が全く整っていないところで、一元的に点数で序列化するということが本当にナンセンスですし、更に言えばミスリードをした結果、結果だけが独り歩きしていくだろう。その結果を持って、自分の子どもはどうなんだろうということも実はナンセンスになってしまう。そういうような最初から矛盾がある中で、こういう問題が引き起こされることが不可避であることが分かっている、更にそれで参加を決めるということが、逆にやはり参加することの責任は相当重いと思えます。そういう観点でやはり私個人としては責任を負えないかなというように思います。

教 育
長 :

参加について、全会一致で参加が決まりましたというのもおかしな話でいろいろな考えがあると思えます。学校現場でも、やらなくていいの

	<p>にと思って見える校長先生や一般の先生方もおみえになると思います。ひょっとしたら委員の皆さんも心の中では思ってみえる部分があるかもしれません。一番は国がやめることだと思いますが、ただ多額の予算をつぎ込んでやること、かたくなに継続をする国の姿勢に問題を感じないわけでもないわけです。これについてはやるかやらないか議論をしたら平行線です。事務局のほうからは、やるという前提での提案でありましたので、いろんな問題点は田中委員からご指摘がありました。当然、そういった部分につきましては、配慮をしながら事を進めていく必要性を感じております。最終的にこれについては、採決を取らせていただきたいと思っております。その前に何か言っておきたいことがあるようでしたらお伺いをしたいと思っております。遠慮なく意思表示をしていただきたいと思っております。事務局からは学力テストに参加をするという提案がなされたので、賛成の委員の挙手を求めたいと思っております。はい。反対の委員の挙手を求めたいと思っております。5対1。賛成多数でこれについては事務局の提案どおり、平成30年度の学力・学習状況調査には参加をする。ただし、田中委員からご指摘いただいたことには充分配慮しながら、学校現場にはお伝えをすると同時に、教育委員会としてもそれなりの手当を考えていくという事で決したいと思っております。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、第47号議案の審議に入ります。</p>
	第47号議案
教 育 長 :	「平成29年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定」について、事務局お願いします。
武 藤 課 長 :	<p>今回の申請者は3名で、認定者は1名となります。認定児童生徒数も1名です。内訳は表のとおりとなっています。今年度トータルの認定児童生徒数は347名で認定率は5.6%となっています。昨年度同時期の認定児童生徒数が331名でしたので16名の増。昨年の同時期の認定率は5.2%でしたので、0.4%の上昇という状況になっております。</p> <p>それから、先月からご報告をしております新入学準備金のほうですが、先月の報告時に添付書類が不備で保留扱いになっていた1件について今回審査を致しました。結果は認定基準を超えておりましたので、不認定になったものが1件あるということで、ご報告させていただきます。</p>
教 育 長 :	今説明があったとおりですけれど、これについて何かご意見ご質問はありませんか。ないようですので、第47号議案につきましてご承認いただけますでしょうか。
各 委 員 :	異議なし。
教 育 長 :	異議なしと認めます。この件は承認されました

教 育 長 :	通信及び請願 通信及び請願はありますか。
事 務 局 :	ありません。
教 育 長 :	協議・連絡 協議・連絡に移ります。 (5) 「いじめ防止にむけて」は個人情報に関するからですから、非公開扱いとさせていただきます、全ての案件が済んだ後で行いたいと思います。予めご了承ください。 最初に(1) 「後援名義使用許可に関する報告」について、事務局お願いします。
上 原 課 長 :	今回提出させていただいたのは全部で7件です。新規が1件、継続案件が6件です。新規につきましては、No.4の「エネルギー講演会」で、これは犬山再生可能エネルギー勉強会という団体に初めて後援名義の許可を出しました。目的としましては、犬山に適した地産地消の再生エネルギーを探索する勉強会を開催するという事で会を発足され、その会が南部公民館で名古屋市の大学教授である池内悟先生にお越しただいて、講演会を開くというものです。
教 育 長 :	これについて、何かご意見ご質問はございますか。
紀 藤 委 員 :	新規のNo.4「犬山再生可能エネルギー勉強会」とはどのような団体ですか。
上 原 課 長 :	後援名義の申請時に会の規約をいただいておりますが、立ち上がったのは2017年1月です。会の目的は、再生不可能な化石資源の大量消費の現在の生活は地球温暖化の観点から持続不可能であり、将来世代に大きなリスクを押し付けるものだ。ということで、先程申し上げた、犬山に適した地産地消の再生エネルギーを探索する勉強会をして、再生可能エネルギーを絞り込んだ上で活用方法を検討していきたい。そういう研究をしていく団体と聞いております。
教 育 長 :	商工会議所が音頭を取っていらっしゃるということではないですか。
上 原 課 長 :	申請の書類を読む限りでは、民から立ち上げているという事で、この団体が官民一体となって勉強会や研究を進めていきたいという志を持っていると解釈しています。
教 育 長 :	参加費も無しということですが、池内先生をお呼びするにはそれなりのお金もかかるとは思います。
上 原 課 長 :	犬山市は他の課で後援を出していますが、ちらしを見ると、協賛企業ということで犬山の企業も賛同しています。
教 育	他にはどうですか。ないようですので次にいきます。

長：	「犬山市教育振興基本計画」について、事務局お願いします。
田中補佐：	今回配布しました、教育振興基本計画につきましては、先月の25日に市長からの意見を受けて、事務局で修正した箇所については赤字で、修正を今回の定例教で検討していただきたい箇所については青字で書いてありますので、よろしくお願いします。また、本日追加で配布しました資料につきましては、資料の事前配布後、市長からの意見を受けて事務局で修正したものとなっております。
教育長：	手を加え、その都度市長にもお伝えをしながらということを進んでいるわけですが、事前にお目通しをさせていただいているかと思いますが、何かこれについてご意見ご質問があればお願いします。区切って順番にいきましょうか。 第1章をご覧ください何かございますか。
紀藤委員：	3ページの図が「感性を育む学びの場づくり」と変わっているのは、第5次犬山市総合計画が変わったと捉えればよろしいですか。
田中補佐：	第5次総の中間見直しがありまして、その時に重点施策としまして「感性を育む学びの場づくり」というところが出てきて、市長の方からここを変えたらという意見でした。
紀藤委員：	第5次総が変わったということは、根本が変わったということですね。
田中補佐：	前の物が無くなったわけではないですが、見直しということで、新たに重点施策というところが出てきているのでということですね。
奥村委員：	これを作っているのは、犬山市と犬山市教育委員会であって、大元は教育委員会の事務局が作られていますが、教育委員会はこういう場で話し合いをしています。市長からの意見というのは、犬山市として検討をされた意見なのか、ただ市長だけの意見なのか伺いたいです。
教育長：	これを見ると、犬山市と犬山市教育委員会の連名で出ております。市長からの意見というのは、犬山市という組織として検討がなされているかというご質問です。これについてはいかがですか。
武藤課長：	この計画の策定に当たっては、総合教育会議で事務局となっております企画広報課も見てくれて、例えば、今回2ページの計画改訂についてというこの辺りの位置づけなども含めて変えてきていますが、この辺りは市の当局である企画広報課も内容を精査して、修正の提案をいただき、こちらもそれを踏まえて、修正をしています。市長からの意見についても、全てを教育委員会事務局にそのまま言われたとおりに直しているわけではなく、こちらはこちらの今まで進めてきた施策等の流れを踏まえた上で、直すべきと事務局で判断したものについては、今回赤字で直させていただき、事務局として非常に判断に迷う部分については、青字で提示をさせていただいておりますので、今日、教育委員の皆様方にご意見をいただいた上で判断をしていきたいと思っています。

奥村委員：	市としても、話し合いをされてということですね。
武藤課長：	担当課である企画広報課では、職員で見ているという状況はあります。
紀藤委員：	総合教育会議で議論して、またそこで市長さんが言われて、また直すというような形よりも、「市長さんからの意見」ということで別紙をいただいているのは、事前に検討を進めていくということですね。
武藤課長：	総合教育会議は機会が限られますので、その場でやり取りしていてもなかなか進まない状況になってしまいますので、事前に市長の意見を聞き取ってこのようにお示しをして、すり合わせをして進めていくという形でいきたいと思います。今年度中には改訂版の策定作業は終えたいと思っていますので、2月22日に第4回総合教育会議がありますが、そこでは概ね出来上がりというように持っていけるように進めていくために、事務局が間に立つような形で市長からの意見を聞き取って、手を加えながら、定例教で議論をいただくという進め方をさせていただいています。
紀藤委員：	以前ですと、教育振興基本計画を作るにあたっては、教育委員会が中心でやっていて、その時もやはり外からの意見を取り入れていたわけですか。総合教育会議が始まって、新制度になってから取り入れるようになったのかどうかということですけど。
武藤課長：	最初に作成をした時点は、教育委員会内部のみでの検討でというのが正直なところですよ。今回制度が変わった中で、市長と教育施策についてやり取りをする機会が増えてまいりました。かつ、教育大綱ということで市長が定めるものが出来ましたので、そことの連動ということもあって、今回こういう形で進めているという状況です。
千葉委員：	「市長からの意見」を見させていただいて、やはり市長の思いというものが余りにも全面的に出過ぎてしまっていて、こういうものは公共で皆さんにお示しするものであって、市長の「感性」だとか、「感動力豊かな教師」だとかは、その後ろ側にあるものであって、やはりこういうものは、皆さんに知らせる意味では、やはり言葉尻はそういうものはあまり無く、後ろ側にあるものを皆さんがそれぞれ感じていただけるようにしていけばいいのかなと思います。だから、教育委員会がこのように受け止めていますとか、学校側がこのように受け止めていますとか、それぞれ受け止め方も少しずつ違うと思います。だから、あれこれ細かいことをおっしゃってみえますが、それはここでは示すものではないと思って、私は読ませていただきました。
教育長：	教育委員会の立場は、市長部局から独立している組織と言いながらも、市長からいろいろご意見を言われると全く無視はできないという、つらい状況にも事務局はあるのかなと実感します。毎回こうやって市長から出てくると、エンドレスのように思ってしまうですね。このやり取

	<p>りがもうそろそろ終結してもいい時期ではないかと思いますが、もちろん教育委員会というのは、連携は計らなければならない部分ではありますが、それによって大きく揺れ動かされることが本当はあってはいけない、そういった独立した組織だと思しますので、市長がいろいろおっしゃっても、これはこうであるとしっかりと教育委員会の考えをお示しをし、進んでいくという場面があってもいいのかなと思います。基本的な考え方としてそんなご意見もありました。</p>
紀藤委員：	<p>新制度になったからこのように市長さんの意見も取り入れ、今までだと教育委員会独自で、市長さんに言わせると「隠してないか」とか、「ごまかしてないか」とか、「逃げてないか」という言葉が出てくるかも、知れません。制度も変わったからもっとオープンにということで、でも独立性も必要だと思うので、市長さんが変わったら全く教育観が変わってしまって、混乱してしまうのは犬山市の教育の継続性がなくなってしまうので、それは大綱にも唱われていたと思うので、意見を取り入れながら、われわれも勉強して新たなものを作っていくのは問題ないと思います。</p>
教育長職務 代理者：	<p>委員の皆さんは、多分千葉先生や紀藤先生が言われた意見と同じ思いだと私は思っています。ただ、事務局の方が苦勞してみえるのも重々わかりますので、私たちが突っぱねるのは簡単だと思いますが、この苦勞の事を思うとある程度仕方がないと思うのが正直なところです。</p>
教育長：	<p>いろんな立場もご理解いただき、ありがとうございます。やはり教育委員会という権威ある組織でありますので、それも忘れずに犬山の教育行政については責任を持って臨んでいきたいなと思います。</p>
千葉委員：	<p>「市長から意見」の中に、今度の総合教育会議で協議というのが2つありますが、多分これをおっしゃって見えると思いますが、ここで少し話しておいた方がいいのかどうかかわからないのですが。</p>
武藤課長：	<p>「市長からの意見」という別資料の3ページ目のかっこ書き、総合教育会議で協議ということで、この辺りは市長の方から、直接、総合教育会議の場で協議がしたいと言われていています。</p>
教育長：	<p>これは部分的なところで、施策11、13になりますので、順番にやっていきましょう。今、基本的な考え方のところでのご意見がありましたので、そこのところを根底に置いて、議論を進めていきたいなと思います。2～3ページはよろしかったですか。</p>
田中委員：	<p>大綱というものと、教育振興基本計画の策定という本市ではそのように進めていくわけですけど、大綱については総合教育会議で市長と教育委員会が協議していく形が法律で定められていると思うのですが、そこで大綱というのが上の理念としてあって、市長と教育委員会が協議して決定しました。では具体的なところで、教育振興基本計画というのは、教育委員会主導といいますか、実際どうなっているのか確認したいのですが、これはやはり総合教育会議で大綱と同じレベルで、振興基本計画</p>

	<p>も対等な立場で話し合っ決めていくことなのか、あるいは具体的な施策というのは大綱を受けて、教育委員会が責任を持って、教育振興基本計画で具体的に決めていくということで、これは教育委員会が中心となる内容なのか。そこがどうなのか分からなくなっています。やはり具体的なところは教育委員会の方である程度決めて、そもそもいいものではないのかなと思った次第ですが、やはり大綱と同じように総合教育会議で最終的に協議して、どこまで市長の案を多く入れて検討するのかを確認しておきたいところです。</p>
教 育 長 :	<p>私も犬山市と犬山市教育委員会が連名になったことは違和感を感じないわけでもないですが。この教育振興基本計画策定の根拠となる国からの通達なり、何かあると思いますが、そこには教育委員会はと書かれているのか、あるいは教育委員会は市長と協力しながらとか、何かそういうことが書かれているのか、何か根拠となるものがどのように明記されているかわかりますか。</p>
武 藤 課 長 :	<p>法的には、教育基本法の第17条第2項ということで、ここでは、あくまでも地方公共団体ですので、市が策定するというのが、法的な根拠ということになります。ただ、具体的な教育施策をこの計画の中で網羅していくという位置づけのものでありますので、よその自治体においても、この表題の策定者については、市の名前だけで上げているところもあれば、犬山のように連名で上げているところ、教育委員会というふうに単独で上げているところ、まちまちな状況です。犬山市としては、市が策定するものではありませんが、教育施策の根本、具体的な取り組みを上げるというところから教育委員会が責任を持って策定をすべきものと理解はしています。</p>
教 育 長 :	<p>教育基本法17条第2項には「地方公共団体は前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」。地方公共団体ですから、これは犬山市ということになると思います。したがってやはりこれはどちらかという犬山市を外すわけにはいかない。むしろ犬山市教育委員会はなくても、犬山市が主体となってやらなければいけないけれど、それを策定する母体となってくるのが教育委員会が関わってくるからやらなければならない。そういう背景があるものだから市長がいろいろおっしゃってもしかたがないと思わざるを得ないという部分もありますね。そういうことがあるという事を頭の隅に置いておいていただけたらと思います。では次にいきます。</p> <p>第2章、犬山市の教育の基本的な考えですが、いかがですか。</p>
紀 藤 委 員 :	<p>めざす子ども像ですが、今までは「自ら学ぶ力を身につけた子ども」であったのが、「自ら学ぶ力をもとに感性を身につけた子ども」となっていますが、少し文章がおかしいと思います。感性という言葉を入れたいのだと思いますので「自ら学ぶ力を身につけた感性豊かな子ども」とすればいいのではないかと思います。「自ら学ぶ力をもとに」という部</p>

	分に違和感があります。
教 育 長 :	これでいくと、自ら学ぶ力の定義が大きく変わってきますね。自ら学ぶ力とは、「基礎的な学力を身につけ、家族や友達を大事にし、地域を支え、自分の人生を大切にするとともに、生涯にわたって自ら学び続けようとする感性豊かな子ども」という定義をこれまでできていますが、「自ら学び続ける」というのが、ここからは消えてしまいますね。そうすると、犬山がめざす子ども像というのが「変わったの?」という捉え方をされてしまいほしくないかということですが。ここで市長がおっしゃるのは、フレーズに「感性」を入れて欲しいという事であれば、紀藤委員がおっしゃったようにしたらどうでしょうか。
紀 藤 委 員 :	最後の行を生かしていくのがいいと思います。ただ、「感性」という言葉が非常に分かりづらいですね。大きな目標を「感性豊かな子ども」にしているので、それが「自ら学ぶ力をもとに」とすると、全く違ってくると思います。
教 育 長 :	だから「自ら学ぶ力をもとに感性を」というと、別の物という扱いですよね。ただ、犬山がめざす子どもの姿というのは、自ら学ぶ姿の中に感性が入り込んでいるはずですね。だとするならば、この考え方は今までのめざす子どもの姿からすると、大きく変わったような捉え方をしています。
紀 藤 委 員 :	あえて、フレーズに「感性」という言葉を入れたいとしても、文章の最後の部分を変える必要はないと思います。同じようにめざす教師・保育士像のところにも、「感動力豊かな」と入っていますが、こんなことは当たり前のことであって、「自ら学び続ける」という犬山市の考え方を前面に押し出した教師像・保育士像のほうがいいのではないかと思います。変えることによって、ぼけたものになってこないかと思えますし、感動してさえいけばいいという教師像に取られてもいけないと思えます。
教 育 長 :	この「創造力をはたらかせ、未知の課題に仲間と立ち向かう力を身につけた子ども」というのは、どこから出てきたのかと思いますが、これも入れるように言われましたか。
千 葉 委 員 :	市長からの意見に「創造力を入れて欲しい」と書いてありますね。
紀 藤 委 員 :	それは多分、「学ぶ、繋がる、創る」というところの「創る」が創造力になってきているのかなという捉え方をしながらも、何も変えなくても当然のことと思います。
教 育 長 :	返って分かりにくいですね。これもこれでいきましょうか。皆さん、総合教育会議の場でどんどん言ってください。前に戻した方がいいという事ですね。
千 葉 委 員 :	余りにもごちゃごちゃし過ぎているので、何を言いたいのかわからなくなっています。こういうものは簡単明瞭がいいと思います。

教 育 長 :	前の通りにしましょう。その方が分かりやすいです。あまりにも「感性」を前面に出し過ぎですね。かえってわかりにくくなっています。今までと大きく変わってしまうので、直さない方がいいですね。フレーズに「感性」を入れただけでもプラスですので。他にどうですか。
奥 村 委 員 :	先程の策定者が犬山市と犬山市教育委員会の連名でという話なら、第1章の計画改訂についてや、第2章の基本理念の書き出しは「犬山市教育委員会は」ではなく、「犬山市、犬山市教育委員会は」とならないといけないと思います。
教 育 長 :	先程の根本的な部分に戻りますが、作成する主体が地方公共団体であるということであれば犬山市であるので、主語が「犬山市教育委員会は」となるのではなくて、「犬山市は」というように文章を構成しなくてはいけないということですね。見ていくといろいろあると思います。ひょっとしたら、主語を変えることで大きく文章の意味が変わってしまうところは別ですけど、基本的にそういうことであれば、「犬山市は」というふうになっていくということです。他にどうですか。
小 倉 委 員 :	めざす子ども像と同じなんですが、めざす教師・保育士像のところも同じように「感動」というのが全面に出てきていますので、何を伝えたいのか、何をここに載せたいのかがわからないです。
教 育 長 :	ここで1番言いたいことは何かということですね。
千 葉 委 員 :	これも前回のほうが文章が通ります。かえって難しくしてしまっていて、ここで言いたいことは何かということが分かりにくくなっています。
紀 藤 委 員 :	先程言ったように、4ページは前の方がいいです。めざす子ども未来園、学校像の「信頼される学校・子ども未来園」は当たり前のことです。
千 葉 委 員 :	もう一ついいですか。「逃げず、隠さず、ごまかさず」これは、こんなところに使う言葉ではないし、本気で向き合う気持ちを出しているにしても、先程も言いましたが、こういう言葉は後ろ側にある言葉であって、こういうところに使ってはいけないと思います。
教 育 長 :	教育委員会の基本条例も「包み隠さず」という文言が入っていますね。「逃げず、隠さず、ごまかさず」というのは、信頼感が全く根底にないですね。本気で向き合いという言葉が入っていれば、こういう意味も含んでいますよね。これは異論を唱えなければいけません。そんな言い方をしてはいませんが、これに基づいて文章を触ったら文章が改悪の方向に向かっていると思わざるを得ないところがありますね。
紀 藤 委 員 :	いままで積み上げてきたものがあるので、教育はやはり継続性が必要です。積み上げてきたものを根本から変えるなら、根本から変えるように、狙いから違ってきてしまうと思いますが、今までこうやって「自ら学ぶ力」だとか、「学校の自主性」とか書いてきたのを、ひっくり返していく事にならないかな。だから、僕は継続的に以前のような形が一番

	望ましいのではないかと。そこに補足していくなら信頼される学校というのは、当然地域に対して信頼できるような学校に本気で目指していくとか、そういう言葉で入れていただけるのが一番いいのではないかと。小見出しといいますか、最初に出てくる言葉が大きく変わってしまうと、捉え方が大きく変わってきってしまうと思います。
教 育 長 :	大勢の意見ですが、4ページの部分は前のままの方が意味が分かりやすいということですので、市長の意見を全く無視したわけではなくて、市長の意見を参考にして文書を作ったけれど、非常に分かりにくいので元に戻したらどうかという意見が多かったと。教育委員の皆さんには総合教育会議の場で、今、おっしゃったことを遠慮なく言っていただきたいと思います。4ページは元に戻すということでもいいですかね。
紀 藤 委 員 :	5ページにいいですか。「愛情あふれる家庭」というのは、より分かりやすく「やすらぎとふれあい」となっているのを、「愛情」と入れ替える必要があるのかなと思います。子ども達もほっとできる家庭のイメージで「やすらぎとふれあいのある家庭」としてあると思います。
教 育 長 :	はい。5ページの「めざす教育委員会像」もタイトルと中身が一致していないという指摘もありますね。いかがですか。
紀 藤 委 員 :	以前のもので読み比べてみると分かると思いますが、触ることによって大きくイメージが変わってきますね。
小 倉 委 員 :	「めざす家庭像」のところで、4行目の「子ども達に十分な愛情を注ぎ」の主語を入れた方がいいと思います。
教 育 長 :	これは家庭のことをいっているわけですので、入れるならば「家庭」になりますね。
紀 藤 委 員 :	もう一度、全部一から見直さないといけないですかね。
教 育 長 :	多分、直す方も苦労して直していると思いますが。
神 谷 主 幹 :	僕のスタンスとしましては、この2ページでこれは譲れないというところは、青で見え消ししてあります。千葉委員と同じような気持ちです。それを通すためには、どこかを折れないと通らないのかなと思って、赤に直したところがあります。青の見え消しの部分は市長が一応おっしゃってみえますので、変えてありますが、採用しませんという見え消しです。
紀 藤 委 員 :	全部これに変わるかと思いましたが、安心しました。
教 育 長 :	青で横線が引いてあるところは採用しません。青で見え消しになっていないところは協議してください。赤はこのように変えたらどうかということですね。5ページはどうですか。めざす教育委員会像はわれわれの事務局を含めてこのように表現されていますが。「環境、変化、課題」を並列に並べることに少し違和感がありますが、「さ

	<p>まざまな状況」というふうに変えてはどうですか。では、6ページは特に変っていませんのでよろしいですか。</p> <p>では、7ページから9ページはいかがですか。</p>
小倉委員：	<p>21ページの施策16がなしになるのなら、8ページの目標7の施策16を取って、施策17、18が16、17に変わります。</p>
教育長：	<p>これは21ページも目標8の施策17が16に、施策18が17になりますね。他にどうですか。よろしいですか。</p> <p>では、10ページから15ページまでいかがですか。施策3は、赤に変わって、どちらかと言うと保育に重点が置かれて記述がされているようですが、小島子ども子育て監、いかがですか。</p>
子ども子育て監：	<p>この辺りは私の方で直させていただいたところです。犬山市ということで行くと、犬山幼稚園はもちろん入りますが、私立の幼稚園はそれぞれ独自の理念を持ってやっていただいていますので、ここで記述が出来るのは、犬山市の子ども未来園ということで、記述をさせていただいているところです。</p>
教育長：	<p>特に読まれて違和感なければいいですね。</p>
紀藤委員：	<p>子ども未来課の現状と課題のところ、市長からの意見を参考に施策を見ると、障害児施策の充実とありますが課題が書かれていないのではないかとご指摘は僕もそのとおりだと思いますので、⑥として入れた方がいいのではないのでしょうか。</p>
子ども子育て監：	<p>これにつきまして、現状と課題のところについては、大枠のところでの課題になっています。確かに障害者に対するさまざまな取り組みもありますが、細部になってきますので、大きな課題としてこのようなことがあるというところで、現状と課題を踏まえていますので、その中で細かい施策については後段のところでは障害者のところは入れさせていただいていますので、施策13が障害児施策の充実ということです。こういう考え方で、指摘はありましたが入れてありません。</p>
教育長：	<p>他にどうでしょうか。</p>
奥村委員：	<p>施策9はイクボス宣言、事業所内保育所整備となっていますが、整備は民間企業さんがされることですが、市が整備するように受け取れてしまいます。整備となると、内容が変わってきてしまうのではないですか。</p>
教育長：	<p>それでは、保育所整備の支援としたらどうでしょうか。よろしいですか。15ページまではよろしいですか。</p> <p>では、16～22ページはどうでしょうか。</p>
千葉委員：	<p>施策1のところ、2学期制の資料をつけていただいたのはすごく分かりやすくいいと思って見ていますが、市長からの意見に違和感を感じました。その後にQ&Aを作成とありますが、それはここに載せるようなものではなく後ろ側にあるものですので、私はこのままでいいと思</p>

	います。
教 育 長 :	ご意見でした。他によろしいですか。
小 倉 委 員 :	16 ページの現状と課題の④ですが、「子どもが夢を持って伸び伸びと安全に登下校できる」とありますが、登下校が安全にできるように整えていくということを書きたいのであれば、「夢を持って伸び伸びと」は思いが熱くなり過ぎていると思いました。
教 育 長 :	広い意味で書いてありますが、④で言いたいのは、子どもの数が少なくなると集団下校が危険な状況だということなので、「子どもが安全に登下校できる」としたほうがいいですね。他にどうですか。施策 11 は、市長から総合教育会議で協議したいとありますがいかがですか。
神 谷 主 幹 :	20 ページの青い見え消し部分「和・礼を尊び感謝の心を育てるとともに、道徳的実践力を高めます」は、前回入れてありましたが削りました。削ったところで市長からは入れて欲しいとのご意向でしたが、やはり削ろうというのが今の提案です。
教 育 長 :	宗教教育も入れられないかとありますが、私立はいいけれど公立の小中学校では問題になるのではないですか。
神 谷 主 幹 :	基礎的な知識を教えることはいいですが、特化した宗教を教えるということは公立では考えられないことです。
教 育 長 :	基本的な考え方としてはそうですね。「和、礼、感謝」というと、儒教的な考え方ではないと言われると、否定はできないかもしれません。
神 谷 主 幹 :	ですから、赤字の部分は今までなかったのですが入れました。「融和」「礼儀」「感謝」というのは道徳の内容項目の中に出てくる言葉でしたので、それを使ってみました。
教育長職務 代理者 :	神谷主幹が言われた道徳の内容項目の言葉を使うのは賛成です。宗教教育も入れられないかという市長の思いは何なのでしょう。
神 谷 主 幹 :	先祖に手をあわせるとか、そういうことではないかと思えます。直接は聞けなかったですが、読み取ったところでそのように感じました。
教 育 長 :	はい。神谷主幹としては精一杯の表現だったと思えます。もう一つ、公民的資質での育成で「選挙」というのがありますが。
神 谷 主 幹 :	20 ページ③公民的資質の育成に「犬山市選挙管理委員会などの協力を得ます」ということで、これは実際進めていることです。最近では、楽田小学校に模擬選挙のような形で来ていただいています。東部中学校の生徒会選挙にも選管に来ていただいて、お話をさせていただいたり、見てアドバイスをいただいています。
教 育 長 :	もう少し具体的に「協力を得てこういうことがやれます」と書けるといいと思えます。例えば、模擬投票とか選挙のしくみについて学ぶとか。
神 谷 主 幹 :	総務課がやりたいとおっしゃっていることがあるようですので、その辺を取り入れて書いていきたいと思えます。

教 育 長 :	唐突になぜ選挙管理委員会の協力が出てくるのかと読んでいると思ってしまうけど、こういうことをやりますと具体的に書かれていると理解ができるかもしれません。
奥 村 委 員 :	実際に一般に出すのはいつ頃の予定ですか。
教 育 長 :	平成30年作成となっておりますが、30年度ですか。
武 藤 課 長 :	そうですね。策定が今年度中に作業を終えて、出来上がった時点ということになります。
教 育 長 :	遅くても30年4月にはということですね。22ページまではよろしいですか。
神 谷 主 幹 :	もう一つ、市長が施策14を総合教育会議で協議したいと言われてい ます。「外国語活動・英語教育」は書かなくていいというご意見でしたが、私としましては新たに入ってくる大きな変革ですし、学校もそれな りのエネルギーを使っているところで、市教委としてもNETの配置換 えなどいろんなことで動いていますので削れないと思っています。
教 育 長 :	これは小学校教育の一番の目玉です。これは入れるべきだと思います す。市長は削除すると言われていているけど、残してあるということですね。 では、23～29ページはいかがですか。
田 中 補 佐 :	今日の追加の資料で、市長からの意見がありました。
教 育 長 :	25ページの施策6が変わっていますが、特に問題ないですね。では、 次へいきます。 30～34ページまではいかがですか。
奥 村 委 員 :	文章ではなく写真ですが、例えば石上祭の写真ですが、折角学校教育 の場でもやっている東部中学校の石上祭の写真があれば、そういったも のの方がいいのではないかなと思ったところです。
神 谷 主 幹 :	写真はありますがここは学校教育のところではないので、歴史まちづ くり課と相談させてください。学校教育課の文化のところでは使えるかも しれませんし、写真に関しては、新しいものと差し変える予定ですので その中で検討させてください。
教 育 長 :	34ページまでは終了ということではよろしいですか。 では、35ページ以降ですが、いかがですか。
田 中 補 佐 :	今日の追加分で、35ページの「第4章計画の推進にあたって」とい うところで、市長からの指摘がありましたので、青色に変えてあります。
教 育 長 :	(5)情報の共有・発信について、追加資料のように変えたいという ことですがいかがでしょうか。文章の流れとして「協力を得ることが必 要であり、推進が重要です」という文章は「協力を得、推進が重要です」 としたらどうですか。
奥 村 委	「市民からの意見を幅広く聴取、集約し、その意見を施策に反映して

員：	いきます。」とありますが、教育委員会としてなのか、犬山市としてなのかわかりませんが、市民のいう事を聞いてそれをやらなければいけないというようになってしまっているのではないですか。
教 育 長：	広く意見を聴き、集約するということは必要かもしれません。その後それをどうするかということですね。「広く聴取、集約し、教育行政を進めます」という表現はどうでしょうか。
紀 藤 委 員：	前段が「施策の具現化にあたっては」というところも、先程教育長がおっしゃったように「協力を得、市民協働による効果的な教育行政を推進します」としておいて、次も同じように、「広く聴取、集約し、教育行政を進めます」ということでどうでしょうか。
教 育 長：	意見集約は入っているけど、施策に反映するということは特に言われてないですね。このままの文章だと何もかも聴いたことをやっていかなければいけないという捉え方をされてしまうから、聴くけれど教育行政を進める上で有効なものを取り入れるし、そうではないものを取り入れませんよという理解ができるかなと思います。
奥 村 委 員：	「市民からの意見を幅広く聴取、集約し」と入れるのはどうなんでしょう。
教 育 長：	例えば、今回懇談会をやるにあたってはアンケートを取っていますね。あれも一種のその方法だと思います。教育委員会は全く聞く耳を持たないと言われてもいけないですし、そういう姿勢は持っていかなくてはいけないと思っています。
紀 藤 委 員：	条例にも市民の声を聴くというところもありましたので。
教 育 長：	はい。これについてはこれでよろしいでしょうか。では、次にいきたいと思います。 「教育関係者と教育委員との教育懇談会」について、事務局お願いします。
神 谷 主 幹：	参加者は外部からは12名となりました。傍聴者が2名おみえになります。懇談会では自己紹介をさせていただいて、事務局から資料説明を行います。懇談のテーマを「犬山の学びの学校づくり」、副題を「2学期制」とすることを提案して、司会である教育長に委ねていきたいと思っています。初めての試みですので不手際もあると思いますが、よい機会となるようお力添えをいただけたらなと思っています。資料の説明については、前回と同様の資料を使って説明をしていきたいと思っています。
教 育 長：	何かこれについてございますか。ないようですので次にいきます。 地域未来塾「学び場『みらい』」について、事務局お願いします。
小 川 主 事：	本年度より実施しております、地域未来塾「学び場『みらい』」ですが、本年度の様子を踏まえて来年度はこのように実施をしたいというものです。まず、希望する中学生を対象に個別指導を含めながら学習の場

	<p>を提供する、放課後の学習支援というものです。学習意欲を高める、学習習慣を確立する。それによって基礎学力の定着を図るのが主な目的です。今年度実施してみても課題が2つ上げてありますが、②は集中力が続かないという子が一人いたということですが、特に改善していきたいメインの課題は①のほうで、20名程度を定員としていましたが、集まり状況がよくなかったということで、ここにこ入れしたいと思っています。変更点等は今年度は土曜日を実施したのですが、弾力的に考えて、開催の場所や曜日、時間を4中学校に委ねまして、多くの生徒に参加をしてもらえたらと考えております。実際の様子につきましては、現在把握をしている状況では、資料に、今の各学校の開催日、曜日、時間帯、場所が上げてあります。まだ予定でありますので、今後詰めていったり、会場予約等していく関係で変わる可能性はありますが、現時点のものであります。本年度と同様8月位から年20回、2時間設定で開催をしていく予定でございます。現在講師12名を配置していますがさまざまな事情により、多少新規募集をしなくてはならないということがございまして、日にちや場所が確定したところから講師の募集をしていきたいと思っております。予算措置につきましては、補助金等を活用し市の財源でということになっております。このように変更することによって4中学校中、2つの中学校は月曜日の授業後、放課後に開催ということになります。下校等の防犯上の事に関しては万全を期すということになります。その方策としては送迎を認める、あるいは自転車通学でない者の自転車通学を認めていく。それから今のところ何とも言えませんが、その場合は高学年優先、あるいは抽選という形を取って、やっていく方向で考えております。なお、定期テストと連動した日程を意識しつつというようなところも学校によってはあるように思います。</p>
<p>教 育 長 :</p>	<p>本年度からスタートしたわけですが、会場や時間帯、曜日等についてはより子ども達が参加できる体制に変更していきたいということで、説明があったように多少手を加えたということです。これについて何かございますか。</p>
<p>紀 藤 委 員 :</p>	<p>開催時間帯が月曜日はわかりますが、時間が5時半や6時半に終わるところがあるのですが、冬場になると部活動でも日没の関係で早めて帰っていくのに帰りが心配です。その辺りは保護者にもきちんと説明をしてお迎えに出来るだけ来ていただくようにしないと、危険が潜んでいるのではないかと思います。</p>
<p>千 葉 委 員 :</p>	<p>私も一度覗きに行った時は、一人しかいなかったのですが、でも、ものすごくいいシステムだと思います。貧困家庭の方が高校へ行きたいけど学力がとかいろんな意味で、大いにこういう制度を有効活用して欲しいです。学校でなかなか補習授業も昔みたいにならず、折角いいものができたので、もっとPRして、個々に声掛けもして欲しいという願いです。</p>

教 育 長 :	では、次へいきます。 「市民総合大学卒業式の開催」について、事務局お願いします。
上 原 課 長 :	市民総合大学卒業式が3月10日に市民文化会館大ホールで行われます。資料のように、卒業式記念講演「夏井いつき講演会」を行いますので、卒業式、講演会にお出かけいただけたらと思い、ご案内させていただきます。
教 育 長 :	これについてはよろしいですか。では次へいきます。 「3月・4月行事予定表」について、事務局お願いします。
小 川 主 事 :	3月6日に中学校卒業式があります。その後、公立高校一般入試B日程があり、翌週にA日程と続きます。16日が犬山幼稚園の卒園式、19日が公立高校の合格発表となっています。20日が小学校卒業式、22日が今井子ども未来園卒園式、23日がその他の未来園の卒園式と小中学校の修了式となっております。30日が退職辞令伝達式となります。年度変わりまして、4月2日が辞令伝達式、5日が中学校入学式始業式、未来園の入園式進級式、6日が小学校入学式。9日が小学校始業式、犬山幼稚園入園式、10日が犬山幼稚園始業式となっております。17日が学力・学習状況調査、4月下旬には各学校でPTA総会、遠足等が予定されています。
教 育 長 :	行事予定について、何かよろしいですか。ないようですので、自由討議に入ります。
自由討議	
教 育 長 :	自由討議に移ります。発言はありませんか。
	○常満寺の火災について ・登録有形文化財としての建造物として7件の登録がありましたが、そのうちの5件が全焼という形です。残った2件は建物から離れていた参門、鐘付堂です。常満寺は常満寺椿が有名ですが椿自体は焼けてはいませんが、見た目が熱は入ったのかなという状態です。その後消防が現場検証をしていますが、出火原因はわれわれのほうへは入っていませんし、われわれが公表するような予定はしていません。あくまでも所有者はお寺さんですので、われわれ文化財財部として関わっているのは、登録有形としての立場で携わっているというところです。ちなみに復刻面でお手伝いできることがあればということなのですが、ほぼ全焼という状態で何ができるのかというところはあるものの、やれるところはしていこうかなと考えています。登録有形文化財ですので、市内にもたくさんありますけど、ただ宗教的に建て方に特徴はあって非常によかったということから、大変残念なところです。国や県には連絡済みで手続きは今から進めていくという状況になっています。
そ の 他	
教 育	事務局、ありませんか。

長：	
間 宮 課 長：	<p>先日行われた、子ども子育て会議の内容について報告いたします。平成28年8月に今後の子ども未来園のあり方について投げかけをしておりますが、それについての現段階でのまとめになります。子ども子育て会議では協議していただいて、内容についてはご了解いただいております。概略を説明させていただきます。</p> <p>「1. 保育を取りまく状況」ということで、少子高齢化や女性の社会進出等社会情勢の変化を要因として、保育の長時間化、未満児の入所希望の増加、送迎手段が変わってきました。こうした状況の中で、子ども未来園では時代とともに変化する保育ニーズに対応するため、園舎の部分改修を行い、現場の保育士が工夫しながら保育を行っていますが、今後は計画的な施設整備と各種保育事業の整理・見直しの必要があると考えております。</p> <p>「2. 子ども未来園の状況」ですが、現在保育所が11、認定こども園が2で計13園あります。定員総数は昨年4月現在で、1,547人です。そういった中で13園の施設の状況は表のとおりで、築年数と経過年数と定員数が書いてあります。特に羽黒北子ども未来園が昭和46年建築で建築後46年が経過しております。定員につきましては、昭和55年当時は合計2,120人でしたが、現在は1,547人で570人程減っております。園児の状況についても、定員としてはありますが、市内の就学前人口は平成22年度と28年度を比較しますと、19.3%減っております。その内の保育所及び認定こども園に入園する園児の総数を平成22年度と28年度を比較しますと9.5%減となっております。ただし、3歳未満児については減り方が緩やかで、6.2%減っているということです。3歳未満児は多くの保育士の配置が必要ですが、全国的な保育士不足もあり、保育士の適正で効率的な配置が求められます。保育所の運営費、施設整備費ですが、27年度の子ども・子育て支援新制度以降も、私立は国と県から負担金を受けていますが、公立については、従前どおり一般財源化され国及び県の負担金は有りません。</p> <p>「3. 子ども未来園の課題とその対応」ですが、施設整備面では①施設の老朽化が進行している。②3歳未満児の保育に対する施設設備が不十分である。③車での送迎が多いため、駐車場が不足している。少子化と保育ニーズの変化につきましては、①園児数の減少により、複数クラス編成ができない状況にある。②保育士の確保が難しくなっている。保育所運営と財政負担については、①各子ども未来園の定員に対する全体の入所率は72.92%で全ての園で定員割れの状態で、保育士の適正配置が困難になっている。②公立の保育所運営費は一般財源化されており、国・県の負担金がなく、施設整備費も同様となっています。こういったことについて、今後についてということで、4つの案をお示</p>

	<p>しし、検討を進めてきました。①現在の子ども未来園（13園）のままで延長保育等の保育機能を集約する②指定管理者制度を導入する③子ども未来園を集約（統合）する④子ども未来園を集約し、その一部を私立保育園とするの4案です。なお、①の保育機能の集約については土曜日保育や障害児保育を集約しました。</p> <p>「4『子ども未来園の今後のあり方に関するアンケート』集計結果から」ですが、平成29年7月に保護者と保育士にアンケートを実施したものがまとめてあります。保護者アンケートは保育内容等については、満足の回答が約90%の評価をいただいておりますが、駐車場などハード面については不満が多い状態でした。園の整備方針については、4つの案「子どもたちの環境がよくなるなら、どれでもよい」「子ども未来園を集約（統合）し、その一部を私立保育園とする」「現在の子ども未来園（13園）のままで保育機能を集約する」「子ども未来園を集約（統合）する」が4分の1ずつのほぼ同じ程度の回答でした。保育士のアンケート結果は資料のとおりですが、詳細につきましては添付してあるアンケート集計結果をご覧ください。アンケート結果より、現在の13園を維持することより、園の集約も含めて子どもが伸び伸びと活動でき、保護者が安心して子どもを預けることの出来る園を整備することが期待されていると理解しています。どちらにしても、今後の見込みとしては人口自体が減ってきますので、犬山市としては総合計画の中で、人口減少を少しでも増加させようという努力はしていきますが、減少傾向は続くと考えています。</p> <p>今後の考え方ということで、2つ上げています。1つは保育機能の見直しと集約です。27年度から土曜保育や障害児保育の集約を進めています。今後は早朝や夕方の延長保育の利用状況を見ながら、利用に合わせて環境づくりができるよう延長保育の集約を進めていきます。2つ目の子ども未来園の統合につきましては、少子化により、各子ども園の入所率が低いため、まずは園の機能集約を行うことで、環境を整えていきます。それでも減るという状況が見込まれるため、市内全体の園数を見直し、統合を検討することも必要となってきます。その際には、敷地の状況や社会情勢、子どもの数の見込みや保育人数、地域性などを考慮して進めることになると考えております。最後に子ども未来園の中でも、借地運営している園については、契約満了に合わせて、統合を含めた見直しが必要と考えています。どちらにしましても、今後は社会情勢を見極めながら、運営主体についても検討をしていきたいと考えております。今、お話しさせていただいたものが基本的な考えとなって、今後年次計画、具体的な計画を作っていく事になると考えています。以上、資料No.1「子ども未来園の今後のあり方」についての説明でした。資料のNo.2～4は決定事項ですので、内容をご確認ください。</p>
<p>教 育 長 :</p>	<p>ご意見ご質問は後ほどということにさせていただきます。 これで、公開案件については終了します。最初にお願ひしましたよう</p>

	に、以後は、非公開で、「いじめ防止に向けて」を行います。
	「いじめ防止に向けて」 報告事案及びこれまでの継続事案についてのその後について説明があ った。
教 育 長：	閉 会 以上をもちまして、2月定例教育委員会を終了させていただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 3月15日（木）9：30 201会議室

上記会議録の顛末を記し、相違ないことを証するためにここに署名する。

教 育 長

教 育 長
職務代理者

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

記 録 者

